

指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与 事業所

NORTH CARE 運営規程

(事業の目的)

第1条 会社法人 合同会社 NORTH CARE 札幌 が開設する NORTH CARE (以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士)又は、介護員養成研修修了者、若しくは都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習会修了者(以下「専門相談員」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与(以下「福祉用具貸与等」とする。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者・要支援者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 NORTH CARE
- 二 所在地 北海道石狩市花川南9条4丁目35番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (福祉用具専門相談員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 専門相談員 2名 (常勤 1名、非常勤 1名)
専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整、福祉用具貸与計画の作成等を行う
- 三 事務職員 0名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

三 電話等により、午前9時から午後6時まで連絡可能な体制とする。

(福祉用具貸与等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 福祉用具貸与等の提供方法及び内容は次のとおりとし、福祉用具貸与等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、その1割の額とする。

2 専門相談員は福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

3 福祉用具貸与等の提供にあたって専門相談員は、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状態に応じて福祉用具の調整、修理等を行い、特段の事由が無くとも、6か月に一度はモニタリングを行う。

4 福祉用具貸与等にあたっては、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に福祉用具が必要な理由が記載されると共に、当該利用者に係る介護支援専門員により随時その必要性が検討され、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書に記載されるよう必要な措置を講じる。また事業所は、福祉用具利用者各人に対して、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿った福祉用具貸与計画書及び介護予防福祉用具貸与計画書を文書によって作成し、利用者に交付するものとする。

5 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う福祉用具貸与に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 0 円

(2) 特別な搬入による場合 実 費

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、石狩市、札幌市全域とする。

(取り扱う種目)

第8条 事業所で取り扱う種目は、次の通りとする。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、スロープ、移動用リフト、自動排泄処理装置

(福祉用具の消毒方法等)

第9条 福祉用具の貸与にあたっては、回収した福祉用具をその種類、材質あわせて別添標準作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行う。なお、福祉用具の保管、消毒については、消毒業者に委託してこれを行う。

(相談・苦情対応)

第10条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供した福祉用具貸与等に係る利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

- 第11条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1カ月以内8時間以上
 - 二 継続研修 年2回以上合計12時間以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他へ漏洩させない為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 利用者より当事業所が保有する個人データについて開示等の求めがあった場合、当事業所は、速やかにこれに応じるものとし、開示等を求める理由の記載を要求すること、開示等を求める理由を尋ねる事等はしてはならないものとする。
 - 5 職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後は1年に1回以上、定期的に健康診断を実施する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会社法人 合同会社 NORTH CARE 札幌と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

令和元年11月1日よりを施行する。